

(注意)

- 1 にチェックを入れること。
- 2 代表者の氏名欄は記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 異動日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること（全国団体3部、都団体2部）。
- 4 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。
- 5 団体名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
- 6 「主たる事務所の所在地」は、○丁目○番○号○○号室（○○方）まで記載すること。
- 7 生年月日の年号欄の該当するものに○をすること。
- 8 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 9 **規約異動の場合は、新旧の規約（全国団体3部、都団体2部）を添付すること。**
（名称の変更は規約の変更となるので、新旧の規約が必要）
- 10 公職の候補者に係る公職の種類は、「衆議院議員（現職）」、「参議院議員（候補者等）」の例により、記入すること。
- 11 資金管理団体の場合、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。
- 12 「国会議員関係政治団体の区分」について、「法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」に該当から該当なしに異動した場合は、「**国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知**」を添付すること。
- 13 政党の場合、「政党の支部の状況に関する届」の内容に異動があった場合は、異動内容を記載した文書を添付すること。